

令和 6 年度宮古島市介護保険指定事業者集団指導の質問

【給付係】

Q1. 事業所割合の説明をしなかった場合の減算はないか？

A1. 令和 6 年度介護保険法改定に伴い、居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合（運営基準減算）の項目から除外されているため、事業所割合の説明を行っていない場合でも減算には該当しません。しかしながら、努力義務となっているため、引き続き十分説明を行い、理解を得るようお願いいたします。

Q2. 住宅改修の出来る事業者（指定）の確認する方法は？

A2. 住宅改修受領委任払いの出来る施工業者につきましては、一覧表がありますので、介護給付係へ問い合わせをお願いいたします。

Q3. 自己作成の書類提出について（利用月の翌月に請求をかける場合、3 日までに書類を提出とありますが事業所の立場だと本人または家族が 3 日までに書類提出が可能か心配です。実際の運用状況として遅れることはないのでしょうか？自己作成の件数等も知りたいです。）

A3. 国保連へのデータ送信及び市役所閉庁日を考慮したうえで、毎月 3 日までの書類提出としました。書類の提出が遅れると、給付管理が利用月の翌々月となる可能性もあります。自己作成の件数は、令和 5 年度 7 件、令和 6 年度 8 件（9 月まで）となっております。

【支援係】

Q4. 寝たきり老人等へのオムツ給付を要介護 3 以上としているのが理解できません。

A4. 厚生労働省の地域支援事業実施要綱において、介護用品支給は要介護 4 以上の者を原則とし、それ以下の者は必要性を判断し支給することとされています。また、同要綱において現在は第 9 期介護保険事業計画期間における経過措置としての事業実施とされており、今後の事業のあり方については、慎重に検討する必要があると考えています。

Q5. 見守り事業について(事業所募集しているとの口頭での話であったが、実状を説明して欲しい。包括もヘルパー事業所が見つからず申請できない。支援内容も申請書が資料もないなか説明しているので、内容のチラシを作って欲しい。)

A5. 人員不足による夜間対応が困難との事から辞退する事業所があります。チラシも内容を充実してまいります。

Q6. 配食の要件について(条件が、その時々で変わる(近隣 12km→3km?、免許・車の有無)ので、これもチラシに要件を入れて欲しい。)

A6. 要綱改正により近隣 3km 以内に支援者がいない方、車両を保有していない世帯(保有していても免許を有していなかったら可能)が対象となっています。事業の実施にあたり、利用者に分かりやすく正確な内容が伝わるよう、今後チラシを作成し周知できるよう努めます。対象者の拡大については、慎重に対応する必要があると考えております。

Q7. 食の自立支援事業の対象者に車の保有が見られない世帯(免許返納)とあるが、車の運転再開を目標にリハビリに取り組まれている方もいるため、配食利用期間は車に乗らないことを条件にする等、柔軟に対応することはできないか?(契約書など)

A7. Q6 の回答内容を参照

【予防係】

Q8. 在宅医療介護連携推進事業について(今後、在宅での看取りが増えると考えたと連携推進としては、受け皿の整備が必要と思います。医療ニーズの高い方、「命」を身近に感じるなかでの介護を提供できるサービス事業所の整備を検討していくことも大切かと考えますがどうでしょうか?)

A8. 在宅医療介護連携事業は、当初設定した「めざす姿と 4 つの目標」を元に実施計画を立て事業の推進を図っております。ご指摘の内容については、作業部会の意見を踏まえて今後検討して参ります。

Q9. 認知症連携会議の実施も前年度からあるので、周知も含めて話されても良いのではないか？その他、市と多業種で行われている内容等、高齢者に関する内容は話されても良いかと思います。

A9. 認知症支援者会議については、R1年度から年に数回実施しておりましたがコロナの影響を受け、2年ほど開催はありませんでした。R5年度から、会議に参加いただく関係機関を増やし、認知症に係る情報共有や課題の共有を図っております。他の事業等の周知については、今後検討して参ります。

Q10. 総合事業の給付について(現在1か月まとめたの請求だが、1回毎の請求にすることは検討していないか？)

A10. 総合事業における回数制の導入については、すでに実施している自治体を参考にしながら導入に向けた検討を進めて参ります。

【認定係】

Q11. 認定係の説明について(口頭での説明だったが、文書・資料で配って欲しい)。

A11. 別紙参照